

【重要】新型コロナウイルス感染症に関連して

すでに認定された教育研修会を変更した場合の単位取り扱いについて（2022. 02. 16. 版）

公益社団法人日本整形外科学会
教育研修会主催者 各位

公益社団法人日本整形外科学会
教育研修委員会
担当理事 千葉一裕
委員長 松峯昭彦

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連して、今後も研修会、学会が延期あるいは中止になることが想定されます。

それに伴う教育研修会の単位申請の取り扱いについて以下の方針としますのでご理解の程お願いいたします。

1) 延期・中止の際は、まず「会の名称、開催日、会の認定番号、延期・中止の理由」をメールでお知らせください。

2) 2021年度（2021年4月～2022年3月）開催分については、2022年3月末までの延期分のみ（基本的には内容変更なしの場合に）振替を受付いたします。開催の延期期限は、開催日が2022年3月31日までとします。2022年4月以降の延期については、改めて新規のオンライン申請をお願いいたします。（事務費も改めて発生いたします）

2022年度（2022年4月～2023年3月）開催の変更の場合は、延期分の研修会情報をオンライン申請する前に、必ず「認定済みの内容から演題名演者名などを変更する場合のフォーマット」（<https://kenshu-shinsei.joa.or.jp/joaShusai/shinseizumihenkouformat.xlsx>）に沿って当初の内容と変更内容をご記載いただき、日整会事務局までメール添付でお知らせください。開催の延期期限は、開催日が2023年3月31日までとします。この場合、事務費用は免除します。

Web開催で、開催方式を変更（ライブ配信、オンデマンド配信、設問設定変更など）する場合にも、その旨の連絡が必要です。

3) 延期になった教育研修会の開催が、年度をまたぎ、2023年4月1日以降となった場合には、認定番号の付番の都合上、再申請をしていただきます。（開催の3ヶ月前の月の20日までにオンライン申請）その場合、改めて事務費を徴収させていただきます。初回単位申請に係った費用は、事務作業の都合上返金できません。

4) 開催日の変更に伴い、演者や演題名または分野申請等の変更がある場合、当初の認定内容と変更内容が分かる形で

「認定済みの内容から演題名演者名などを変更する場合のフォーマット」

(<https://kenshu-shinsei.joa.or.jp/joaShusai/shinseizumihenkouformat.xlsx>) に記載いただき、メールでご提出ください。この場合には、新しい別の教育研修講演として申請し直すこととなりますのでご了承ください。

(新たな教育研修講演として申請される場合、開催日の3ヶ月前の月の20日までにオンライン申請が必要になります。その時点で新規のオンライン申請期限が過ぎていた場合、受付はできません。また、事務費も改めて発生いたします。)

変更申請が承認された場合でも、整形外科専門医14分野のみ教育研修委員会で再認定の可否につき審査しますが、その他の単位 (S, R, Re, SS) については、事前に認定されていても変更後は付与されません。また、事務費用に関しては別の会として改めて徴収いたします。初回単位申請に係った費用は、事務作業の都合上返金できません。

なお、現在申請中の研修会についての変更は、認定前でしたら、研修会主催者側で削除ができます。(毎月20日締めで21日から審査が始まります。21日から審査が始まって以降の変更は不可になります。月末～月初めにかけて審査が終了したら認定いたします。) 不明点等ございましたら日本整形外科学会事務局教育研修会係までご連絡下さい。

皆様におかれましてはご負担をおかけいたしますが、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

<公益社団法人 日本整形外科学会 教育研修会係>

〒113-8418 東京都文京区本郷2丁目40番8号

kenshu@joa.or.jp TEL:03-3816-3671 FAX:03-3818-2337